

流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（新川小） 仕様書

1 業務名称 流山市夏休みこども教室事業運営業務委託

2 業務期間 契約日の翌日から令和8年9月30日まで

3 業務場所 流山市立新川小学校 流山市中野久木339番地

※メインルームは図書室を予定しているが、協議により他教室に変更になる場合がある。

4 事業目的

市内の小学生が地域において、安全、安心な場所で、健やかに心身が育まれるよう、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行う流山市夏休みこども教室事業運営業務委託を実施することにより、こどもの居場所を創設し、子育て支援の促進を行う。

5 業務内容

(1) 児童が安全に、かつ安心して過ごすことができる場の提供

(2) 夏季休業期間における宿題の指導、予習・復習、補充学習、学習教材の準備等学習活動の支援

(3) 夏季休業期間における習字や科学実験、モノづくり等体験活動のプログラムの計画と実施

(4) 同一小学校に設置された放課後児童クラブとの連携及び利用施設の調整

(5) 利用の案内、申込み受付及び利用決定後の通知等の処理

(6) 利用者である児童が負担する保険料、材料費等の実費の徴収及び収受

(7) 児童を被保険者とする傷害保険への加入、事故が発生した場合の迅速な報告、請求手続

(8) 利用について、次に掲げる事項の記録及び帳簿の作成、委託期間終了後5年間の保管

ア 児童の利用状況

イ 本業務に係る会計帳簿

ウ 職員の勤務状況

エ 事業の実施状況

(9) 上記ア、ウ、エの記録について、毎月の書面による報告の他、本市の求めに応じた本業務の遂行及び管理に必要な書類の提出

(10) その他この業務に関して必要な事業

6 対象児童

流山市内小学校（私学含む）に通学する１年生から６年生までの児童

7 開設日時

原則として令和８年７月２１日（火）から令和８年８月２６日（水）の、月曜日から金曜日までの平日（祝日等を除く）で、８時３０分から１６時００分までとする。

※学校行事等の状況により実施日時が変更される場合あり。

※学校の機械警備期間（令和８年８月７日から令和８年８月１７日まで）は開設しないこととする。

8 実施体制

本業務の実施に当たり、事業場所ごとに下記職員を配置し、その職務内容を担うものとする。

なお、事業管理者及びコーディネーターは、開設期間中、常時開設場所に在勤している必要はない。

（１）事業管理者

事業統括管理者として１名配置し、スタッフの指導・監督、事業運営の進行管理を行うこと。（コーディネーターとの兼務可）

（２）コーディネーター

学校や学校関係者・地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、放課後児童クラブ関係者や保護者等との連携、地域の実情に応じた学校の夏季休業期間等の定期的・継続的な特別活動プログラムの企画等を行うほか、事業の総合的な調整を行うこと。（事業管理者との兼務可）

（３）支援スタッフ

事業管理者を補佐し、児童の学習活動のサポートができる者として、教員課程を履修中の者（大学生等）、学習塾等の講師や家庭教師の経験がある者、その他これに準ずる経験を有すると市が認める者を常時１名以上配置し、宿題をはじめとした学習等の指導、夏期休業期間における体験活動等の実施及び安全管理を行うこと。

9 支払態様

業務完了後、一括払いとする。

10 その他

（１）仕様書及び説明資料等に記載のない事項については、本市と協議の上決定するものとする。

（２）本仕様書に含まれていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により、業務に追加することがある。

1 1 本仕様に係る問合せ先

流山市役所 学校教育部 指導課

住所 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話 04-7150-6105

Mail shidou@city.nagareyama.chiba.jp